

広島市規則第34号

令和8年3月27日

広島市排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

広島市排水設備指定工事店規則（平成10年広島市規則第96号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に改める。

第3条第1項中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に改め、同項第1号中「又は」を「、」に改め、「)内」の右に「又は島根県の区域（同表の島根県の項に掲げる市町の区域に限る。）内」を加え、同項第2号中「第43条」の右に「及び第43条の3」を加え、同条第2項中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に改める。

第7条第2項第6号及び第8号並びに第8条第1項中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に改める。

別表広島県の項中「三次市」の右に「、庄原市」を加え、同表山口県の項の次に次のように加える。

島根県	鹿足郡吉賀町
-----	--------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。